明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（**法務**一）　一

〔告　示〕

○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（**内閣府**一～三）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一）　五
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**同**二）　五
○日本国に帰化を許可する件（**法務**六）　六
○千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の附属書一及び附属書二の改正に関する件（**外務**九）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**五）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**経済産業**二）　六
○天ヶ瀬ダムの建設（再開発）が完了した件（**国土交通**一六）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**一七）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一八、一九、二一～二三）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**二〇）　八
○水先人に免許を与えた件（**同**二四）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**四～六）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二）　九
○都市計画に関する件（**同**三）　九
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**一）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**三、四）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**一～五）　九

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　水産庁　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

**官庁**
財団関係　一〇
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一〇
**特殊法人等**
企業年金基金解散・清算人就任関係　三〇
**会社その他**

## 省　令

**○法務省令第一号**

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第二条第三項第四号、第三条、第四条第二項、第九条、第十条第二項及び第三項、第十三条第四項並びに第十五条第一項並びに相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和四年政令第三百十六号）第四条第一項第二号及び第七条の規定に基づき、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年一月十三日

法務大臣　**齋藤　健**

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則

（承認申請書等の提出方法）

**第一条**　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による承認申請書及び添付書類の提出は、承認申請に係る土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（以下「管轄法務局長」という。）に対して行わなければならない。ただし、承認申請に係る隣接する二筆以上の土地の管轄法務局長が二以上あるときは、そのいずれかに対して提出すれば足りる。

（承認申請書の記載事項）

**第二条**　承認申請書には、法第三条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、承認申請者又はその代表者若しくは法定代理人（以下「承認申請者等」という。）が記名押印しなければならない。ただし、承認申請者等が署名した承認申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、承認申請書に記名押印することを要しない。

一　承認申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

二　法定代理人によって承認申請をするときは、当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名